

有機質肥料の自給体制構築事業実施要領

(目的)

第1条 ウクライナ情勢等により、海外からの輸入に依存している尿素など化学肥料原料の価格の高騰により、化学肥料の価格が高騰している。

一方で、畜産農家において発生する家畜ふん尿については、経営規模拡大とともにその処理に対する負担も増加し、一層の利活用が求められている。

そこで、価格が高騰している化学肥料から、県内畜産農家等から供給される有機質肥料への転換を進めることで、環境への負荷軽減、農家の経営安定、生産性の維持向上を促進する。

(事業実施主体)

第2条 この事業の実施主体は、高品質な畜産由来有機質肥料を生産する畜産農家及び、その肥料を利用する耕種農家により構成される耕畜連携組織及びその構成農家とする。

(事業の内容)

第3条 これまでの化学肥料を削減し、畜産農家から供給される家畜排せつ物を主原料とした有機質肥料への転換に向けて行う、機器導入に係る経費であって、次条の補助対象経費に規定するもののうち、必要かつ適当と認めるものについて、三重県補助金等交付規則（昭和37年三重県規則第34号。以下「交付規則」という。）及び農林水産部関係補助金交付要綱（平成24年3月30日付け三重県公告第249号）及び担い手支援課関係補助金交付要領（以下「交付要領」という。）に基づき、予算の範囲内において補助する。

(補助対象経費)

第4条 補助対象経費は、高品質な畜産由来有機質肥料への転換に向けて行う、機器導入に係る経費として、別表1に記載されたものとする。

2 補助金額は、事業に要する経費の2分の1以内とし、上限金額は別表1のとおりとする。

(事業実施計画の提出)

第5条 事業実施主体は、事業実施計画書（別記様式1）を作成し、管轄する農林水産（農政、農林）事務所を経由して、知事に提出するものとする。

(事業実施計画の審査)

第6条 知事は、前条により事業実施計画の提出があった場合には、速やかにこの内容を調査し、事業内容、目標の妥当性及び実現の可能性について審査をするものとする。

2 前項の審査により、適当と認められた事業実施計画について、目標が上位の事業実施主体から順に予算の範囲内において採択をするものとする。

(採択の結果の通知)

第7条 知事は、別記様式2により前条2項の規定による採択結果を申請者に通知するものとする。

(計画の変更、中止又は廃止の承認)

第8条 前条の規定により採択の通知を受けた申請者は、次に掲げる事由が生じた場合、第5条の手続に準じて、変更(中止又は廃止)承認申請(別記様式3)を知事に提出し、承認を得るものとする。

- (1) 事業費の30%を超える減少
- (2) 補助金額の増加
- (3) 事業実施主体の変更
- (4) 事業の中止又は廃止

(補助金の交付)

第9条 補助金の交付を受けようとする事業実施主体は、知事が別に定める期日までに、交付要領第3条の規定に基づき第1号様式を提出し、交付決定を受けるとともに、交付決定の条件を遵守しなければならない。

(事業の着手)

第10条 事業の着手は、交付規則第4条の規定による補助金等の交付決定(以下「交付決定」という。)後に行うものとする。ただし、地域の実情に応じて事業の効果的な実施を図る上で、緊急かつやむを得ない事由により、交付決定前に着手する場合には、事業実施主体は、交付決定前着手届(別記様式4)を知事に提出するものとする。

(事業実績報告書の提出)

第11条 事業実施主体は、実績報告書(別記様式1)を事業完了の日から1か月を経過した日又は翌年度の4月5日のいずれか早い日までに、管轄する農林水産(農政、農林)事務所を経由して知事に報告するものとする。

2 知事は、必要に応じて事業実施主体に対して、事業の実施状況について報告を求めることができるものとする。

(その他)

第12条 この要領に定めるもののほか、この事業の実施につき必要な事項は、知事が別に定める。

附 則

この要領は、令和5年5月12日から施行する。

この要領は、令和6年6月3日から施行する。

この要領は、令和7年5月30日から施行する。